

居宅介護支援における個人情報使用について

個人情報^(*)については下記の目的以外では使用しません。

記

1. 使用する目的

○事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づいて居宅サービス等⁽²⁾を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合に使用する。

2. 使用にあたっての条件

○個人情報の提供は「1.使用する目的」に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

○事業者は、個人情報を使用した会議・相手方・内容等について記録しておくこと。

○第三者への提供は、保険者や地域包括支援センター等関係機関への問い合わせ、国民健康保険団体連合会へ介護報酬の請求のための提出およびコンピュータの保守のためのデータ提供とし、手段または方法として、電話・書面・電子媒体・伝送システム・電子メール・ファクシミリなどを用いる。なお、場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができる。

3. 個人情報の内容

○氏名・生年月日・年齢・住所・健康状態・病歴・家族状況等、事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

○認定結果通知書(認定調査票・主治医意見書・介護認定審査会における判定結果の意見)

○その他の情報

以上

*1:「個人情報」とは、ご利用者個人およびご家族に関する情報であって、特定の個人が識別されるものまたは識別され得るものをいいます。

*2:「居宅サービス等」とは、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリ・通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与などのサービスをいいます。